

使用水量認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、成田市水道事業給水条例（平成10年条例第19号）第24条の規定に基づき、使用水量の認定方法について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用水量 水道メーター（以下「メーター」という。）により計量した料金算定の基準となる期間内の水量をいう。
- (2) 正常水量 第4条の規定により算定した水量をいう。
- (3) 認定水量 使用水量に代わり料金算定の基準として認定した水量をいう。
- (4) 定例検針 隔月の定例日にメーターにより2月分の水量を計量する検針をいう。

(適用)

第3条 この要領により使用水量の認定の対象となるものは、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置等の所有者（以下「利用者等」という。）が、給水装置等の善良な管理者の注意を怠らなかつたと認められ、かつ、第三者の故意又は重過失に基づかないもので、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 何らかの理由により検針できなかった場合
- (2) メーターが異状であると認められた場合
- (3) 発見困難な地下漏水、又は、これ以外においても発見が特に困難な漏水であり、漏水発見後1ヵ月以内に成田市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）による漏水の修理を完了した場合。ただし、漏水の疑いがあることを告知された場合は、最初の告知後4ヵ月以内に指定工事業者による漏水の修理を完了した場合
- (4) 水道工事等により濁水が生じ、自家水栓から排水したと認められた場合
- (5) その他、水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が使用水量を認定することがやむを得ないと認めた場合

(正常水量の算定方法)

第4条 正常水量の算定は、次のとおりとする。

- (1) 漏水の発生した検針月より以前に、定例検針が3回以上の場合は、前6ヵ月間（前3回）の平均使用水量とする。ただし、使用実態等を勘案し、前6ヵ月間の平均使用水量によることが妥当でないと認められる場合は、前年同期の使用水量とする。
 - (2) 漏水の発生した検針月より以前に、定例検針が2回の場合はその平均水量とし、1回の場合はその水量とする。
 - (3) 漏水の発生した検針月より以前に、定例検針がない場合は、漏水期間が含まれない修理後の最初の定例検針により計量された水量とする。
 - (4) 漏水の発生した検針月より以前にも以後にも、定例検針がない場合は、修理後7日間の水量を計量し、その1日あたりの水量に使用日数を乗じた水量とする。
- 2 前項の規定に関わらず、正常水量の算定が適当でないと認められる場合は、その他の事情を考慮し、管理者が定めた水量とする。

(認定水量の算定方法)

第5条 認定水量の算定は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号及び第2号については、正常水量をもって認定水量とする。
- (2) 第3条第3号については、正常水量に正常水量を超える水量の4分の1の量を加えたものを認定水量とする。ただし、この方法により算出した水量が正常水量の2倍を超えるときは、正常水量の2倍の水量を認定水量とする。

なお、同条同号による認定の対象期間は、漏水の発生した日の属する検針分と次回検針分の2回(4ヵ月)を限度とする。ただし、漏水箇所の特定に時間を要した場合等、やむを得ない事由のある場合は、4回(8ヵ月)を限度とする。

- (3) 第3条第4号については、使用水量から排水量が計量できたものについては計量した排水量を、排水量が計量できなかったものについては排水時間をもとに算出した排水量をそれぞれ使用水量から減じた水量を認定水量とする。なお、排水時間をもとに排水量を算

出する場合の排水量は30分毎に1立方メートルとする。この場合において、排水時間が30分未満の場合の排水量は1立方メートルとみなすものとする。

- (4) 第1号及び第2号で算定する正常水量及び認定水量で1立方メートル未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(認定処理方法)

第6条 認定処理の方法は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号及び第2号については、管理者は使用者等に使用水量認定通知書（別記第1号様式）により認定水量を通知するものとする。
- (2) 第3条第3号については、使用者等が成田市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道事業管理規程第1号（以下「施行規程」という））第15条第1項に規定する料金等減免申請書を提出するものとし、管理者は、認定水量が決定したときは使用者等に、施行規程第15条第2項に規定する料金等減免決定・却下通知書により通知するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年10月2日より施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月16日より施行する。なお、この要領施行の前になされた申請については従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年2月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、旧要領の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、旧要領の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。